

「無戸籍問題」をめぐる現状と論点

法務委員会調査室 桜井 梓紗

1. はじめに

平成26年5月、NHKの「クローズアップ現代」で「戸籍のない子どもたち」という放送がなされた。こうした無戸籍者¹の問題は、平成18年末からも毎日新聞²を始めとして無戸籍児のケース³が大きく報道され、国会でも取り上げられ、第一次無戸籍問題検討期ともいべき状況になった。そのため、法務省においては、子を戸籍に記載するための方策の周知を行っていた⁴。しかし、今般の報道を契機に、無戸籍のまま成人となった者の存在が改めて社会問題となったことから⁵、法務省は更なる対応策を迫られることとなり（4（1）で後述）、こうした第二次無戸籍問題検討期が現在まで続いている。

我が国において、戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度である⁶。戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条第1項においては、出生の届出は、14日以内（国外で出生があったときは、3か月以内）にこれをしなければならないと規定されており、子は、出生届がなされることにより、原則として親の戸籍に登録されることになる。

いわゆる無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者⁷が、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するという問題である。そうした無戸籍の状態が生ずる原因としては様々なものがあると言われているが⁸、本稿

¹ 戸籍に記載がない者をいう。

² 『毎日新聞』（平18.12.24）

³ 無戸籍のためパスポートが取得できず、海外への修学旅行に行けないといったケースなどが報道された。

⁴ 法務省ホームページ「民法772条（嫡出推定制度）及び無戸籍児を戸籍に記載するための手続等について」〈<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji175.html>〉（平28.9.12最終アクセス）

⁵ 社会的反響の大きさに呼応して、平成27年2月には同じNHKの「クローズアップ現代」において「戸籍のない子どもたちⅡ」が放映されている。

⁶ 法務省ホームページ「戸籍」〈<http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html>〉（平28.9.12最終アクセス）

なお、日本と同じような戸籍制度を持っているのは、韓国や台湾などに限られる。欧米には戸籍制度はなく、身分登録制度は、個人別、事件（出生・婚姻・死亡）別を基本とする。（二宮周平『新版 戸籍と人権』（部落解放・人権研究所、平成18年）26頁）

⁷ 嫡出子の場合には父又は母が（ただし、子の出生前に父母が離婚した場合には母が）、嫡出でない子の場合には母が、それぞれ出生の届出をしなければならない（戸籍法第49条第1項、第52条）。（前掲注4のA2-1参照）

⁸ 無戸籍者発生の主な原因として、①民法第772条の嫡出推定の規定により、前夫を子の父とすることを避けるがために出生届を出さないケースのほかに、②親の住居が定まらない、貧困などの事情により、出産しても出生届を出すことまで意識が至らないか、意図的に登録を避けるケース等があると言われている。（山崎耕史「戸籍行政をめぐる現下の諸問題について」『戸籍時報』2016年特別増刊号 No. 739（平28.6）7～9、18～20頁、井戸まさえ「戸籍のない日本人たち「無戸籍問題」とは何か」『世界』no. 875（平27.11）196頁、同「戸籍制度の「バグ」と「無戸籍の日本人」『月報 司法書士』No. 534（平28.8）33～34頁）

では、今後の国会論議等に資するよう、民法⁹第772条の嫡出推定制度に係るいわゆる「離婚後300日問題」¹⁰に焦点を当てつつ（2で後述）、無戸籍者の現状や無戸籍問題への政府等の取組について触れ（3・4で後述）、併せて「人権問題」¹¹とも称される無戸籍問題をめぐる論点を整理したい（5で後述）。

2. 嫡出推定制度と無戸籍問題との関係

（1）嫡出推定制度

血縁上の母子関係は通常、分べんの事実から明らかであるのに対して、血縁上の父子関係は必ずしも明らかではないため、夫婦の間に生まれた子は、血縁上も夫の子であるということが通常であるという経験則を背景として、民法は、第772条第1項において、妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定するものとし、また、同条第2項において、医学的統計に基づき¹²、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定するという、二重の推定により、嫡出推定制度を設けている。明治31年に施行された民法は度々改正されてきたが、第772条は実質的には変わっておらず、「時代遅れ」との意見も多い。しかし、この嫡出推定制度が導入されている趣旨は、子の福祉のために親子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するためであり、現行の嫡出推定制度は今日においても合理性を有していると考えられている¹³。

嫡出推定は、「推定」という言葉を使っているため、反対の証明を許すように見える（「嫡出否認」）。しかし、その余地は厳しく制限されている。すなわち、嫡出性を覆すには、夫が嫡出否認の訴えを起こす必要がある（民法第774条・第775条）、しかも、既に嫡出性を承認した場合（同法第776条）や1年間の出訴期間を経過した場合（同法第777条）には、もはや訴えを起こすことができなくなる¹⁴。

⁹ 民法の「第4編 親族」及び「第5編 相続」は、共に明治31年に公布され（明治31年法律第9号）、既に公布されていた「第1編 総則」、「第2編 物権」、「第3編 債権」（明治29年法律第89号）とともに、明治31年7月16日から施行された。

¹⁰ 前掲注8のうち、①のケースを指して「無戸籍問題」、「離婚後300日問題」等と称された。

なお、②のケースは、最近「所在不明児」の問題とも関連付けられながら社会問題として取り上げられ始めている。（井戸まさえ「無戸籍問題に自治体はどう向きあうのか」『都市問題』第107巻第5号（平28.5）27頁）

法務省によると、平成26年7月からの実態調査により、平成28年8月10日時点で全国に702人の無戸籍者が把握されているが、うち約76%が「（前）夫の嫡出推定を避けるため」を出生の届出をしない理由として挙げているとのことである。

¹¹ 井戸・前掲注10・30頁

¹² 二宮周平『家族法 第3版』（新世社、平成21年）155頁

法務省は、推定期間の200日、300日という日数の根拠について、「これは明治民法のときからあり、一般的な懐胎と出産の時期との関係、諸外国の嫡出推定の期間などを参考にしたと言われている」旨答弁している。（第190回国会衆議院法務委員会議録第19号10頁（平28.5.20））

¹³ 第180回国会衆議院法務委員会議録第9号3頁（平24.7.27）における法務省民事局長の答弁。

¹⁴ 大村敦志『新基本民法7 家族編 女性と子どもの法』（有斐閣、平成26年）120頁、同『民法読解 親族編』（有斐閣、平成27年）140頁

(2) 無戸籍問題が生じる背景及び経緯

婚姻をして夫の戸籍に入った妻が、婚姻中に他の男性の子を懐胎し、離婚するに至ったが、婚姻の成立から200日経過後、離婚から300日以内に子を出産した場合、特段の手続がなされなければ、その子には嫡出推定が及ぶため、出生届が提出された場合、前夫の子として戸籍に記載されることとなる。

こうした取扱いを希望せず、生まれた子について、嫡出でない子、あるいは前夫以外の男性の子として戸籍に記載されることを希望するときは、前夫を法律上の父としない取扱いを求めるための手続がなされる必要がある。具体的には、嫡出否認権は前夫にしか認められないことから（民法第774条）、家庭裁判所において、前夫に対する親子関係不存在確認の手続、あるいは実父に対する強制認知の手続を行うこととなる（それぞれの手続の概要については図表1参照）。しかし、前夫に対する親子関係不存在確認の手続については、前夫からDVを受けていたケースなどにおいては、前夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から、訴えを提起することができないまま、出生届の提出が見送られてしまい、このようにして戸籍に記載されない子が生じることとなる。

図表1 嫡出否認、親子関係不存在確認及び強制認知の手続における申立人・相手方・手続的要件

	申立人／原告（注）	相手方／被告（注）	手続的要件
嫡出否認の手続	前夫 (子の父と推定される者)	子 又は親権を行使する母	前夫が子の出生を知ったときから1年以内
親子関係不存在確認の手続	子 前夫 実父（血縁上の父）	前夫 子 前夫及び子	嫡出推定が及ばないこと
強制認知の手続	子又は母	実父（血縁上の父）	嫡出推定が及ばないこと

(注) 当事者について、調停の場合には申立人・相手方、訴訟の場合には原告・被告という。当事者については例を挙げたものに過ぎず、全ての場合を網羅したものではない。

(出所) 法務省ホームページ¹⁵を基に作成

図表2 無戸籍者の主な不利益

- ・選挙権が行使できない
 - ・住民票が作成されない
 - ・婚姻届が受理されない
 - ・パスポートが発給されない
 - ・国民健康保険への加入ができない
 - ・運転免許や国家資格を取得できない
 - ・契約行為ができない
(不動産売買、銀行口座の開設、携帯電話の契約等)
- ※特例措置などで救済されるケースを除く

(出所) 『読売新聞』(平26.9.13)を基に作成

3. 無戸籍者の現状

無戸籍者は、特例措置などで救済されるケース¹⁶を除き、選挙権の行使、住民票の作成、パスポートの発給申請、国民健康保険への加入、銀行口座の開設等ができない、あるいはそれらに支障があるだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っている(図表2参照)。ただし、実際には、無戸籍であっても大抵のことは戸籍を持つ者と同じようにできる(図表3参照)。ところが、自治体職員に知識がなく、思い込みや偏見があり、無戸籍についての相談に来た者に対し、

¹⁵ 前掲注4

¹⁶ 第一次無戸籍問題検討期に、法務省や外務省、厚生労働省等が通達・通知等により300日規定に対する見直しを図り、無戸籍問題に対する対策を講じた。

自治体の窓口で「できない」と回答してしまっている例が、無戸籍問題が社会問題として意識されるようになった今でも後を絶たないとされる¹⁷。

図表3 無戸籍者と行政上のサービス等との関係

選挙権の行使	戸籍の有無にかかわらず、住民票に記載された日から引き続き3か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記載されている者でなければ選挙人名簿には登録されず、投票することはできない。
住民票の作成	子が住民票に記載されるためには、原則として、戸籍法に基づく出生届が受理されていることが必要である。ただし、日本国籍を有する子について、民法第772条による嫡出推定が及ぶことに関連して出生届がなされていない場合であっても、親子関係不存在確認や強制認知等の手続を行っていることの疎明 ¹⁸ 資料その他必要書類を添付の上申出がなされたときには、市区町村長は、申出内容を審査の上適当と認める場合に職権で子を住民票に記載することができる。
婚姻届の受理	無戸籍者を婚姻の当事者の一方とする婚姻の届出がされた場合、相手方（戸籍に記載されている者）の氏を夫婦が称する氏とする届出であれば、婚姻要件を満たすことが認められるときは、婚姻の届出は受理される ¹⁹ 。
パスポートの発給	旅券の発給の申請をするためには、原則として、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出が必要である。ただし、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別な事情があると認められる場合には、親子関係不存在確認や強制認知等の手続を行っていることの疎明資料その他必要書類を提出することによって旅券の発給を受けることができる。（ただし、旅券発給の条件として「(母親の) 前夫の氏」を名乗ることとなってしまうという問題がある ²⁰ 。）
国民健康保険への加入	国民健康保険については、市町村の区域内に住所を有し、他の公的医療保険に加入していない者が被保険者であるので、戸籍や住民票の有無は国民健康保険制度上の適用の要件とはなっていない。住民票に記載されていない場合であっても、その者の生活実態に照らし

¹⁷ 井戸・前掲注10・28～29頁

¹⁸ 訴訟手続上、裁判官が当事者の主張事実につき、一応確からしいという程度の心証を抱いた状態、又は裁判官にその程度の心証を得させるために当事者がする行為をいう。（編集執筆 法令用語研究会『有斐閣 法律用語辞典 [第4版]』（平成24年、有斐閣）730頁）

¹⁹ 平成20年から平成26年6月24日現在までに無戸籍者の婚姻の届出が受理された事案が3件確認されている。（民法第772条をめぐるいわゆる「無戸籍問題」に関する質問に対する答弁書（内閣参質186第140号、平26.6.24））

法務省は図表3のとおりのお取り扱いをしてきたことに加え、平成26年7月31日には、「戸籍に記載がない者を事件本人の一方とし、戸籍に記載されている事件本人の他方の氏を夫婦が称する氏とする婚姻の届出の取扱いについて（通知）」（平成26年7月31日法務省民一第819号）も発出している。

法務省によれば、前述した3件については法務省に法務局等から受理照会がなされた件数であり、正確には「少なくとも3件」という趣旨とのことである。なお、上記の民事第一課長通知の発出以降は、無戸籍者の婚姻の届出を受け付けた市区町村の長は、管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局の長に受理照会をすることとされていることもあり、法務省において無戸籍者の婚姻の届出が受理された件数は現時点では把握されていない。

²⁰ 毎日新聞社会部『離婚後300日問題 無戸籍児を救え！』（明石書店、平成20年）112～117頁

	て当該市町村内に住所があると認められる場合については、被保険者として適用する取扱いになっている。
児童福祉行政上の取扱い	児童手当、児童扶養手当、保育所、母子保健については、戸籍及び住民票に記載がない児童についても、居住の実態等を確認することにより、サービスを受けることが可能である。
生活保護の受給	生活保護制度においては、戸籍や住民票の有無は保護の要件とされてないので、戸籍や住民票がない者であっても生活保護を受けることは可能である。
義務教育	義務教育諸学校に就学すべき年齢の児童生徒については、その保護者に当該児童生徒を就学させる義務が課せられているため、戸籍の有無にかかわらず、小学校、中学校等の義務教育諸学校に入学させなければならないこととなっている。また、市町村は、戸籍や住民票等の有無にかかわらず、域内に居住している学齢児童生徒の名簿である学齢簿を編製することとなっており、居住の実態の把握に努め、学齢簿に記載されている小中学校への就学予定者の居住の実態のある場所に向けて入学期日や就学すべき学校の指定の通知を行うこととなる。
運転免許証の取得	住民票がない場合、その他の書類等において個人を特定することができなければ、運転免許の取得は困難である。
銀行口座の開設	住民票の写し、運転免許証に限られるわけではないが、犯罪収益移転防止法に定める各種の公的証明書がいずれもない場合には本人確認ができないため、銀行口座の開設はできない。

(出所) 法務省ホームページ²¹、国会会議録²²を基に作成

これらの例に加え、今後はマイナンバーについても問題が生じてくると考えられている。住民票を取得していれば、マイナンバーを通知することができるため、無戸籍者の中でもマイナンバーが付される者とそうでない者が存在することとなる。法務省によると、マイナンバーのコールセンターに無戸籍者から相談があった場合、近くの法務局の電話番号を伝え、法務局への相談を促すよう、内閣官房に依頼をしているとのことである。

4. 無戸籍問題への取組

(1) 政府の取組

1で述べた第一次無戸籍問題検討期に無戸籍児の問題が大きな議論となった結果、離婚後300日以内に出生した子であっても、それが離婚後の懐胎によるものであれば嫡出推定規定を適用する前提を欠くことになるという視点に立ち、離婚後に懐胎したものと認められるという医師の証明書(「懐胎時期に関する証明書」)が添付されれば、前夫の嫡出推定が及ばないものとしての出生届を認め、後夫の嫡出子として受理するか、又は嫡出でない子として受理するという取扱いをできることとする法務省民事局長通達²³が発出された。

²¹ 法務省ホームページ「無戸籍の方が自らを戸籍に記載するための手続等について」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00047.html (平28.9.12最終アクセス)

²² 第189回国会衆議院法務委員会議録第2号16～17頁(平27.3.20)

²³ 「婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて(通達)」(平成19年5月7日法務省民一第1007号)を指す(平成19年5月21日実施)。なお、本通達の取扱いにより受理された出生届件数は、平成19年5月から平成28年3月末までで2,713件である。

ただし、離婚前の妊娠は対象外となるため、「救済は限定的」²⁴とされた。

第二次無戸籍問題検討期における対応として、法務省では平成26年7月31日より無戸籍者の実態調査を行い²⁵、市区町村（教育委員会、児童相談所等を含む。）の各種業務の過程で無戸籍者の存在を把握した場合に、①無戸籍者に対し法務局への相談を促すとともに、②戸籍担当者に無戸籍者の存在情報を伝達してもらい、そうした情報を法務局において集約している。全1,896市区町村から回答を得て²⁶、毎月10日時点の無戸籍者の人数を集計しており、平成28年8月10日時点で把握している無戸籍者の人数は702人（うち成人139人）である。また、実態調査と同時期に無戸籍者の救済制度を周知するよう全国の法務局に通知している²⁷。加えて、無戸籍者の中には、住民票に記載された段階等で法務局や市区町村に相談に来なくなる者もいるため、法務局や市区町村で連携して3か月に一度は可能な限り接触するように全国の法務局に通知がなされている²⁸。平成27年5月からは、法務省内で、無戸籍者問題解消のための認識を共有化し、連携を強めるために、無戸籍者問題解消に当たり中心的な役割を担う民事局に加え、人権擁護局、司法法制部からなる「無戸籍者ゼロタスクフォース」が立ち上げられた²⁹。さらに、無戸籍解消のための裁判手続における弁護士の役割の重要性から、日本弁護士連合会との間でも事務レベルの協議が開始され³⁰、協力体制が取られることとなった（(4)で後述）。

図表4 各都道府県の無戸籍者数

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	18	石川県	4	岡山県	2
青森県	3	福井県	6	広島県	8
岩手県	5	山梨県	3	山口県	8
宮城県	7	長野県	7	徳島県	2
秋田県	1	岐阜県	2	香川県	1
山形県	5	静岡県	18	愛媛県	8
福島県	10	愛知県	46	高知県	1
茨城県	25	三重県	14	福岡県	49
栃木県	17	滋賀県	11	佐賀県	5
群馬県	14	京都府	17	長崎県	2
埼玉県	60	大阪府	65	熊本県	9
千葉県	33	兵庫県	31	大分県	3
東京都	56	奈良県	6	宮崎県	9
神奈川県	54	和歌山県	3	鹿児島県	14
新潟県	7	鳥取県	3	沖縄県	17
富山県	8	島根県	5	計	702

(注)平成28年8月10日現在
(出所)法務省資料を基に作成

²⁴ 『中国新聞』（平27.12.17）

²⁵ 「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成26年7月31日法務省民一第817号）

²⁶ 平成28年8月10日現在。そのうち、無戸籍者の情報を保有している市区町村の割合は、約21%である。法務省による無戸籍者の実態調査が開始された当初は、個人情報保護条例との関係等を懸念して法務局に対する情報提供をちゅうちょする市区町村も一部あり、約1割程度の市区町村からしか情報を得られない時期もあったが、法務省による「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」（平成26年10月17日事務連絡）や法務省及び総務省の連名による「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」（平成26年11月18日事務連絡）が発出され、情報提供の要請が戸籍法に基づくものであることが全国の市区町村に周知されたことにより、そうした問題は解決された。

²⁷ 「戸籍に記載がない者を戸籍に記載するための手続等について（通知）」（平成26年7月31日法務省民一第818号）

²⁸ 「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」（平成27年6月19日事務連絡）

²⁹ 山崎耕史「戸籍行政をめぐる現下の諸問題について」『戸籍時報』2016年特別増刊号 No. 739（平28.6）16頁第2回の無戸籍者ゼロタスクフォースからは、総務省、文部科学省、厚生労働省も入っている。（第189回国会参議院内閣委員会会議録第18号12頁（平27.8.4））

³⁰ 法務省ホームページ「法務大臣閣議後記者会見の概要」（平27.6.19）
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00667.html>（平28.9.12最終アクセス）

また、文部科学省は、平成28年6月17日、無戸籍や保護者による虐待といった「特別な事情」のために小学校を卒業できなかった子について、希望すれば中学校に進学させるよう全国の教育委員会に初めて通知した³¹。法務省が同年3月時点で把握した無戸籍の学齢児童生徒191人について文部科学省が調査したところ、うち約4分の1について「学力に課題あり」との結果も出ており、文部科学省が発出した同通知においては、教育委員会や学校に対し、生徒の学習の遅れなどへの支援の充実も求めている³²。

(2) 自治体の取組

法務省が無戸籍者の実態調査を開始したことを受け、兵庫県明石市は、全国に先駆けて平成26年10月から「無戸籍者のための相談窓口」を開設した。また、無戸籍者に対し、生活支援や教育支援³³を含め、行政として現行法上可能な範囲での総合的支援を実施するほか、無戸籍の問題に精通している弁護士を紹介するなどの法的支援を行っている。平成27年9月からは庁内専門チーム（明石市無戸籍者総合支援タスクフォース）を設置するとともに、当事者や関係機関を交えた「明石市無戸籍者総合支援検討会議」を開催している。さらに、平成28年4月より希望する無戸籍者にサポートナンバーカードを交付し、カードを市役所内の各窓口で提示することにより、事情を説明する手間を省き、スムーズなサービス提供につなげる等の取組をしている³⁴。こうした施策は、「国が所管する業務でありながら、明石市の取り組みは国の施策を先取りし、自治体としてここまで踏み込めるというひとつの好例」³⁵とされた。

滋賀県では、平成26年から教育委員会や市町担当者らが庁内で無戸籍の勉強会を開く等の取組がなされるとともに³⁶、平成28年10月からは都道府県単位では全国初の無戸籍者支援の相談窓口が開設される見込みである³⁷。岩手県一関市でも、出産前に保健師や専門スタッフが全妊産婦と面談する機会等を活用し、戸籍がないと分かれば、戸籍・住民票の担当者と連携するとともに、戸籍のない子が乳幼児健診や予防接種を受けられるようにする

³¹ 文部科学省「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」（平成28年6月17日28初初企第7号）、『朝日新聞』（平28.6.18）、『日本経済新聞』（平28.6.18）

³² 文部科学省がそうした無戸籍児191人（小学生相当年齢154人、中学生相当年齢37人）の住む141市区町村の教育委員会に調査したところ、1人が2年間にわたり未就学（平成28年6月に無戸籍状態が解消）で、190人は小中学校に就学していた。190人のうち7人に未就学期間があり、最長で7年7か月に及んだ。無戸籍児191人のうち、77人（40.5%）は自治体が学用品代などを補助する就学援助の対象であり、生活保護を受ける「要保護」は22人（11.6%）、市区町村が生活保護に近い困窮状態と認めた「準要保護」は55人（28.9%）。公立小中学生を対象にした平成25年度調査では、それぞれ全国平均は要保護1.5%、準要保護は13.9%で、大きな開きがあった。また、45人（23.7%）は学力や学習状況に課題があるとされた。（『日本経済新聞』（平28.7.30）、『朝日新聞』（平28.7.30）、『毎日新聞』（平28.7.30））

³³ 無戸籍で学校に行けなかった人向けの教室を開催している。（『朝日新聞』（平26.11.11））

³⁴ 明石市ホームページ「特色ある施策—こどもの立場に立って支援します」
<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/koho/tokusyoku/kodomo.html>、同「無戸籍者に対する支援」<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/mukoseki/mukosekisyasienn.html>
（共に平28.9.12最終アクセス）

³⁵ 井戸・前掲注10・30頁

³⁶ 『朝日新聞』（平27.7.9）

³⁷ 『京都新聞』（平28.6.22）

手続等について、市職員でマニュアルを共有している³⁸。このように、無戸籍問題に対して独自の取組をしている自治体も存在する。

(3) 国会の取組

平成27年3月27日には、超党派の有志議員により、「無戸籍問題を考える議員連盟」（会長：野田聖子衆議院議員）が設立された³⁹。同年7月23日、同議員連盟は、上川陽子法務大臣（当時）に対して、無戸籍者の不利益の解消と救済に向けた取組の強化について申入れを行った。

なお、第一次無戸籍問題検討期には、立法での対応を図るべきだとの動きも生じた。平成19年2月、安倍晋三内閣総理大臣（当時）は、民法第772条について検討する方針を表明した⁴⁰。超党派の国会議員が勉強会を発足させ、自民党と公明党にプロジェクトチームが作られ、①離婚後の懐胎が医師の証明で確認できる場合には、母の非嫡出子又は後夫の子として届け出ることができる、②DNA型鑑定等により、後夫の子として届け出ることができる、③再婚禁止期間の短縮といった点を盛り込んだ議員立法の提出が目指されていた⁴¹。ところが、一部の議員から立法に対する慎重論が説かれるとともに、法務省民事局長通達⁴²の発出により最も救済すべき場合の対応策を講じられたため、一定の対応が図られたと評価され、結局本法律案の提出は見送られた⁴³。

(4) 日本弁護士連合会の取組

平成27年11月11日、日本弁護士連合会は、電話無料相談「全国一斉無戸籍ホットライン」を実施した。ホットラインに先行して、同年9月29日に、上川陽子法務大臣（当時）と村越進日本弁護士連合会会長（当時）との会談が実現しており、会談の結果、法務省はホットラインを後援することとなった。実施当日は、全国で96件の相談が寄せられ、無戸籍が特定地域だけでなく、日本全国の問題であることが明らかとなった⁴⁴。実施結果の報

³⁸ 『滋賀報知新聞』（平27.4.26）〈<http://shigahochi.co.jp/info.php?type=article&id=A0018139>〉（平28.9.12最終アクセス）

³⁹ 『朝日新聞』（平27.3.28）、『中国新聞』（平27.12.17）

⁴⁰ 安倍内閣総理大臣（当時）は、第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第1号7頁（平19.2.15）において、「この嫡出推定制度は、法律上の父子関係をどのように設定するかという身分法の根幹となる規定である。その規定及びその運用については、現在各方面でなされている様々な議論の状況等を視野に入れながら、見直しの可否を含めて慎重に検討を行ってまいりたい」旨の答弁を行い、さらに同国会衆議院予算委員会会議録第14号10頁（平19.2.23）においても、「772条については、やはり相当時代が変わってきて、（親子関係は）DNA鑑定等ですぐわかる。時代に合わせて、時代の実態をよく考慮しながら検討を今進めている」旨の答弁を行っている。

⁴¹ 前澤貴子「民法上の親子関係を考えるー嫡出推定・無戸籍問題・DNA検査・代理出産ー」『調査と情報』NUMBER 858（平27.3.24）10頁

⁴² 4（1）で述べた前掲注23の法務省民事局長通達を指す。

⁴³ 『読売新聞』（平19.4.11）、大村・前掲注14・『新基本民法7 家族編 女性と子どもの法』125頁

⁴⁴ 『日弁連新聞』第503号（平27.12.1）

96件の相談のうち、無戸籍者本人から10件、無戸籍者の母親から49件の相談が寄せられた。（弁護士ドットコムニュース「「なぜ自分が無戸籍か、親に聞いても教えてくれない」日弁連「無戸籍者」電話相談」〈https://c3.bengo4.com/c_1340/n_4017/〉（平28.9.12最終アクセス））

告を受け、法務省民事局長は、「子が出生する前の母親から相談を受けて対応した事例があるので、事前の相談も大きな意味があろうかと考えている。そうした報告もあったため、今後も、このような相談を法務省としても進めていきたい」旨述べている⁴⁵。なお、日本弁護士連合会では、現在も全国の弁護士会で無戸籍に関する相談を受け付けている⁴⁶。

(5) 司法判断

ア 性同一性障害と嫡出推定

平成25年12月10日、性同一性障害のため女性から男性に性別を変更した夫とその妻が第三者提供の精子での人工授精によって生まれた子を嫡出子と認めるよう求めた裁判で、最高裁判所は、父子関係を認める決定を出し、「妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子と推定する」とした民法の規定が適用される」との初判断を示した⁴⁷。

イ DNA型鑑定と嫡出推定

平成26年7月17日、DNA型鑑定で血縁関係がないと判明した場合に、法律上の父子関係を無効にできるかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁判所は、DNA型鑑定で親子関係が左右されれば、子の養育環境が不安定になりかねないとして、法律上の父子関係を「無効にできない」とし、民法第772条の趣旨を踏まえDNA型鑑定では嫡出推定を覆せないと判断した。なお、5人の裁判官のうち2人は、家族の実情によっては嫡出推定の例外を認めるべきだとする反対意見を述べており⁴⁸、また、5人中4人の裁判官が、法整備の必要性を個別意見で指摘している⁴⁹。

ウ 無戸籍の解消事例

平成26年9月18日、生まれてから32年間戸籍のない埼玉県的女性が母親の前夫と親子関係にないことの確認を求めた訴訟で、神戸家庭裁判所は、DNA型鑑定をせず母親の証言などだけで女性の訴えを認めた⁵⁰。同年10月10日には、大阪家庭裁判所が、生まれてから30年間戸籍のない大阪府的女性が死亡した実父との親子関係の確認（認知）を求めた訴訟で、女性の訴えを認めた。無戸籍の解消をめぐる死後認知が認められた初め

⁴⁵ 第190回国会衆議院法務委員会議録第19号12頁（平28.5.20）

⁴⁶ 日本弁護士連合会ホームページ「弁護士の「無戸籍」に関する相談窓口」
<<http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/stateless.html>>（平28.9.12最終アクセス）

⁴⁷ 裁判官5人のうち2人は反対意見に回り、「民法の嫡出推定は、妻が夫により妊娠する機会があることを根拠としており、本件の場合には嫡出推定の根拠がない」と述べた。また、「法律の解釈ではなく、本来は立法で解決されるべき」という考えも示された。本最高裁決定を受け、卵子・精子の提供や代理出産より生まれた新たな形の親子関係を法的に位置付けるため、自民党法務部会は何らかの立法措置を講ずることとし、同党の「生殖補助医療に関するプロジェクトチーム」で議論することを決めた。（『毎日新聞』（平25.12.12）、『読売新聞』（平25.12.14）、『日本経済新聞』（平25.12.16）、『朝日新聞』（平25.12.18））

⁴⁸ 『日本経済新聞』（平26.7.18）

反対した白木勇裁判官は、「科学技術の進歩はめざましく、DNAによる個人識別能力はすでに究極の域に達している。このようなことは民法制定当時はおおよそ想定できなかったことだ」と指摘した。（『朝日新聞』（平26.7.18））

⁴⁹ 『毎日新聞』（平26.7.18）

⁵⁰ 『日本経済新聞』（平26.9.19）

ての判決となった⁵¹。

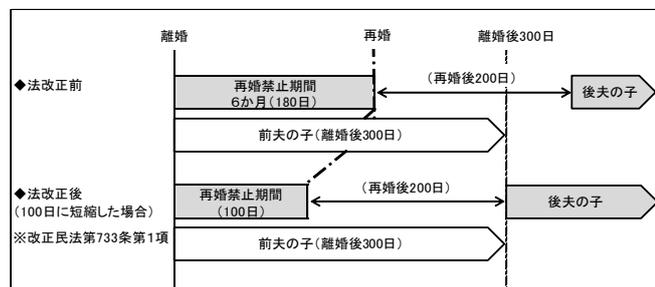
また、前夫のDVを恐れ、子の出生届を33年間出さなかったのは戸籍法違反だとして、平成27年8月7日、藤沢簡易裁判所は、神奈川県内の母親に過料5万円の決定をしていたが、母親が即時抗告した結果、横浜地方裁判所は平成28年1月19日、「やむを得ない理由があった」として決定を取り消した⁵²。本件に関し、母親の代理人の弁護士は「過料で無戸籍問題の解消にブレーキがかかる懸念があった。大きな意味がある」と評価している⁵³。

エ 再婚禁止期間と嫡出推定

平成27年12月16日、最高裁判所は、女性に離婚後6か月の再婚禁止期間を定めた民法第733条の規定について、「100日を超える再婚禁止期間は違憲」とした。「100日」は民法第772条第2項に起因しており、最高裁判所は、再婚禁止期間がなければ、父が「後夫」と「前夫」で重複する期間が100日生じることを問題視した。政府は、本判決に鑑み、第190回国会において、平成28年3月8日、女性に係る再婚禁止期間を100日に改める等の措置を講ずることを内容とする「民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）」を衆議院に提出した。同法律案は衆議院における修正を経た上で、同年6月1日の参議院本会議で可決・成立した⁵⁴（内容については図表5参照）。

国会内外からは嫡出推定そのものの改正を求める声が出されていたものの⁵⁵、同法律案の委員会審査において、法務大臣から「今回の改正は、再婚禁止期間に関する最高裁判所の違憲判決を踏まえ、違憲状態を早期に解消することを目的とするものであり、この機会にあわせて嫡出推定制度を見直すことは考えていない。したがって、今回の改正によっても、無戸籍者の問題が根本的に解決することにはならない」旨の答弁がなされた⁵⁶。

図表5 再婚禁止期間と生まれた子の父親の推定



(出所) 法務省資料、『毎日新聞』(平28.1.13)を基に作成

オ 嫡出否認規定の違憲性

2(2)でも触れたが、民法第774条は「第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる」と規定し、嫡出否認権を夫側にしか認めていない。兵庫県内に住む60代の女性ら4人は、本規定によって子や孫が無戸籍状態になり、精神

⁵¹ 『毎日新聞』(大阪版)(平26.10.11)

⁵² 前夫とは平成26年に離婚が成立しており、平成27年6月、審判において実父が子を認知したため、審判確定翌日に出生届は提出された。

⁵³ 『東京新聞』(平28.1.20)

⁵⁴ 詳細は、内田亜也子「再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方—最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議—」『立法と調査』第380号(平28.9)参照。

⁵⁵ 『中国新聞』(平27.12.17)、『毎日新聞』(平28.1.13、平28.3.3)、第190回国会衆議院法務委員会議録第19号14～15頁(平28.5.20)、同国会参議院法務委員会議録第17号10頁(平28.5.31)

⁵⁶ 第190回国会衆議院法務委員会議録第19号15頁(平28.5.20)

的苦痛を受けたとして、平成28年8月24日、国に計220万円の損害賠償を求め、神戸地方裁判所に提訴した。原告は、本規定が「法の下での平等」や「結婚や家族における男女の平等」などを定めた憲法に違反すると主張しており、国会が法改正を長期間怠ってきたと訴えている。この規定の違憲性を問う訴訟は過去に例がないとされている⁵⁷。

(6) 民間団体等の取組

民間団体「民法772条による無戸籍児家族の会」の井戸まさえ代表は、自身の子が無戸籍となったことをきっかけに、無戸籍問題で悩む人々を対象とした24時間無料相談や役所への交渉などのサポートを行っている⁵⁸。そのほか、「無戸籍問題を考える若手弁護士の会」、地域のボランティアによる「湘南で無戸籍の支援をする会」といった団体がある⁵⁹。また、司法による解決については、無戸籍者やその母親らにとって訴訟費用が大きな負担になっているとの声があり、無戸籍者に対し公的資金での裁判のサポートを行うための「無戸籍児支援ファンド」の設立を国に求める署名活動がインターネットで行われた⁶⁰。

5. 無戸籍問題をめぐる論点

(1) 母が「父未定」で出生届を出せるように制度を変えることの是非

現行法上、「父未定」の出生届が受理される場合というのは、嫡出推定が重複をする場合に限られるが⁶¹、まずは生まれた子の存在を公的に確認することを最優先し、父親の欄を空けた状態の出生届を特例として受け付けることはできないかという意見がある⁶²。

そうした意見に対し、法務大臣政務官からは、「実際に定まっている父親というものが法律上存在している状況で、裁判等の手続を経ない段階で、市区町村の戸籍窓口において一方当事者のみから事情を聞いて父が定まっていないものとして出生届を受理しその旨を戸籍に記載することは、民法によって定まる親子関係とは異なる戸籍の記載をするということになってしまうので、戸籍制度の本質と整合しないため、出生届を父未定という形で受理することはできない」旨の答弁がなされている⁶³。

⁵⁷ 『朝日新聞』（平28. 6. 20、平28. 8. 25）、『毎日新聞』（平28. 8. 25）

⁵⁸ 井戸・前掲注8・『世界』195頁

⁵⁹ 井戸まさえ『無戸籍の日本人』（集英社、平成28年）373頁

⁶⁰ オンライン署名サイト「Change.org」〈<https://www.change.org/>〉において署名が集められていたが、現在、活動は終了している。（「無戸籍児支援ファンド」の成立を、今国会中に求めます）〈<https://goo.gl/5HbcwH>〉（共に平28. 9. 12最終アクセス）

⁶¹ 第187回国会参議院総務委員会会議録第3号6頁（平26. 11. 13）

「法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて（通達）」（平成元年10月2日法務省民二第3900号）により、母又は前夫のいずれかの本国法により前夫の子と推定され、かつ、母又は後夫のいずれかの本国法により後夫の子と推定されるときは、父未定の子として取り扱われる。

⁶² 『朝日新聞』（平26. 8. 22、平26. 11. 11）、第187回国会参議院総務委員会会議録第3号6頁（平26. 11. 13）

具体的には、母だけの出生届を一定の添付書類（裁判所のDV保護命令等）を要求した上で認めるべきであると。母が虚偽の出生届を提出する懸念もあるが、その場合には公正証書原本不実記載等罪により処罰することで対応し、真実性を担保する。（秋山千佳『戸籍のない日本人』（双葉社、平成27年）184～185頁）

⁶³ 前掲注61・6頁

(2) 母に戸籍がある場合にも子の単独戸籍を作成することを認める必要性

現行では、母が無戸籍の場合に限り、子が入るべき戸籍がないため、就籍の許可の手続（戸籍法第110条）を行った上で子の単独戸籍が編製されるという手続になっているところ、DV等を背景に離婚訴訟等が長期化したことを原因とする離婚後300日問題の実情に鑑み、妻が夫の戸籍に入ったままの状態（母に戸籍がある場合）であっても子の単独戸籍を作成することを認める必要性があるという意見がある⁶⁴。

そうした意見に対し、法務大臣からは、「戸籍制度の本質に係る非常に重要な問題であると考えており、現時点、困難であるというふうに思っている」旨の答弁がなされている⁶⁵。

(3) 住民票等により長期の別居期間を証明することで離婚前の妊娠についても救済できる可能性

法務省は、平成19年時（第一次無戸籍問題検討期）の実態調査の結果を踏まえ、離婚後300日以内に生まれた子は全国で年間3,000人近く存在すると推計していた。また、同調査においては、「後夫の子」と認めるよう求めて裁判や調停を起こした事案のうち、前夫と数か月か1年程度に及ぶ別居の後に前夫以外の男性との子を妊娠した例が目立ち、離婚前の妊娠が9割を占め、離婚後の妊娠は1割程度であるとしていた。こうした調査結果から、離婚前の妊娠のほとんどは、別居が先行して正式な離婚が遅れたものであるとして、住民票等で長期の別居期間を証明すれば、今のように調停や裁判をしなくても、簡単な手続で足りるのではないかとの意見もある⁶⁶。

(4) 嫡出否認の訴えを子や母からも可能にするとともに、子が成長してからでも訴えを提起できるように出訴期間を延長することの必要性⁶⁷

2(1)で述べたように、現行の嫡出否認の訴えは、原則として夫（前夫）が、嫡出性を承認せずに、子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならないと厳しく制限されている。このように嫡出否認制度に様々な制約が課されているのは、家庭の平和の維持、夫婦間の秘事の公開防止のほか、子の身分関係の法的安定が考慮されていることによる⁶⁸。しかし、こうした嫡出否認制度では、否認権者や否認期間が制限されているため、法的父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が多く生じてしまう⁶⁹。

そこで、嫡出否認の訴えを子や母からも可能にするとともに、子が成長してからでも訴

⁶⁴ 第189回国会衆議院法務委員会議録第2号17頁（平27.3.20）

⁶⁵ 同上

⁶⁶ 『朝日新聞』（平19.4.27）、『毎日新聞』（平19.4.28）

⁶⁷ 本論点については、4(5)オで紹介したとおり、平成28年8月現在、訴訟が提起されているところである。

⁶⁸ 木村敦子「特集 家族法のフロンティア III 親子関係不存在確認訴訟」『法学教室』No.429（平28.6）21頁 嫡出否認の要件が余りに厳格すぎる点が問題視され、判例・学説は、「推定の及ばない子」という概念を設け、一定の事情が認められる場合に、嫡出推定の適用を排除している。（「一定の事情」とは、例えば、夫が性的に不能である場合、夫婦が別居している場合（懐胎時の夫の出征、外国滞在、収監等）などを指す。）

⁶⁹ 木村・前掲注68・21頁

えを提起できるように出訴期間を延長するべきであるとする意見がある⁷⁰。

(5) 嫡出推定制度を廃止し、DNA型鑑定等の科学技術を用いて法的父子関係を確定させるという制度を採用した場合の問題点

現代はDNA型鑑定等の科学技術により早急な父子関係の確定ができることから、当事者の請求により父子関係を確定させる制度を検討するべきであるとの意見がある⁷¹。

そうした意見に対し、法務省からは、「仮に、嫡出推定制度を廃止して、DNA鑑定により科学的に血縁上の親子関係が存在することを確認した上で法律上の父子関係を確定するという制度を採用した場合には、法律上の父子関係が子が生まれた出生時には確定せずに、その意味で子の福祉に反する事態が生じ得るというふうと考えられる。また、DNA鑑定についても、鑑定試料が本人の検体であるかどうかをどのように判断し、その信用性をどのように担保するかといった問題もあり、DNA鑑定によって父子関係を確定するためには、裁判手続あるいはそれに準ずるような相当慎重な手続が必要になり、かなりの時間を要することも考えられる。DNA鑑定の信用性が高まっている現在においても、鑑定をしない限り父子関係が確定しないというのは問題であり、嫡出推定制度によって法律上の父子関係を早期に確定し、子の利益を図る必要性はなお大きいものというふう考えている」旨の答弁がなされている⁷²。

(6) 再婚禁止期間が短縮されることによる無戸籍問題への影響

再婚禁止期間が6か月から100日に短縮された場合、後婚成立後に生まれたが、前婚離婚後から300日以内の推定期間に入るという事例が増えて、「火に油を注ぐ」ことになることを懸念する意見もある⁷³。そこで、近時の学説では、再婚禁止期間の制度が前提とする嫡出推定制度に踏み込んだ、「新たな廃止論」が優勢である。すなわち、現行の民法第772条の下では、妻が婚姻後に生んだ子であっても、婚姻成立後200日経過後の出生でなければ、嫡出推定がされず、離婚等から300日以内の前夫の推定が及ばない場合のみ、「推定されない嫡出子」⁷⁴としての扱いを受けるにとどまる。これを、①婚姻後に妻が生んだ子について嫡出推定するとともに、②前婚の離婚等から300日以内の前夫の推定と重複する場合は、後夫の推定を優先して、「推定の重複」自体をなくすとともに、③再婚禁止期間をも廃止するというものである⁷⁵。

⁷⁰ 『朝日新聞』(平26.11.11)、第190回国会参議院法務委員会会議録第17号4頁(平28.5.31)

⁷¹ 第190回国会衆議院法務委員会会議録第19号14～15頁(平28.5.20)

⁷² 同上、『読売新聞』(平19.4.5)

⁷³ 前田陽一「特集 家族法のフロンティア II 再婚禁止期間(待婚期間)」『法学教室』No.429(平28.6)20頁、大村敦志『家族法(第3版)』(有斐閣、平成22年)137～138頁

⁷⁴ 戸籍実務は、婚姻後に生まれた子については200日までに生まれていても嫡出子としての届出を認め、判例もこれを認めている。ただし、嫡出推定制度によるものではないので、父子関係を争う際には同制度に組み込まれた制限(民法第776条・同第777条)が働かず、いつまでも父子関係が確定しない。(大村・前掲注14・『新基本民法7 家族編 女性と子どもの法』122～123頁)

⁷⁵ 前田・前掲注73・20頁

しかし、上記（４）～（６）のような論点に対し、法務大臣は、「嫡出推定制度が無戸籍問題の原因のひとつとなっているとして、これを解消するためにも、民法第772条第２項の推定の在り方や嫡出否認の訴えの提訴権者の範囲など、現行の嫡出推定制度を見直すべきという意見があることは承知をしている。この問題は、法律上の父子関係をどのように定めるかという、家族法の根幹をなすものであり、改正の要否や改正する場合の制度設計の在り方等については、様々な考え方があり得ることから、慎重な検討が必要であると私自身は考えている」⁷⁶旨述べており、消極的な見解を示している。

（７）戸籍をマイナンバー制度に吸収させ、将来的に戸籍制度を撤廃する必要性

政府は平成30年からマイナンバーを戸籍と連動させることも検討しているという報道もあるところ⁷⁷、マイナンバー制度が出生や死亡などを一括する個人の身分証明になり得るのであれば、戸籍をマイナンバー制度に吸収させ、将来的に戸籍制度を撤廃するべきであるとする意見もある⁷⁸。

（８）無戸籍者に対する更なる施策の必要性

法務大臣は、無戸籍問題の解決に向けた決意を問われて、「無戸籍の方については、国民としての社会的基盤が与えられておらず社会生活上の不利益を受けている状況で、人間の尊厳にも関わる重大な問題であると認識をしている。この問題については、これまでもその解消に向けて情報を集約し、一人一人の実情に応じて戸籍に記載されるための丁寧な手続の案内をしたり、関係府省を構成員とする無戸籍者ゼロタスクフォースを設置して関係府省との間で連携強化を図るなどの取組を行ってきた。これからも引き続きその実態についてきめ細やかに把握するよう努めるとともに、全国各地の法務局において相談を受け付け、一日でも早く戸籍を作ることができるよう、一人一人の無戸籍の方に寄り添い、懇切丁寧に手続案内を行うなど、無戸籍状態の解消に取り組んでまいりたい」旨の答弁をしており⁷⁹、無戸籍者に対するきめ細かいサポートの必要性が認識されている。無戸籍者に対する更なる施策としては、例えば、４（６）で述べたような「無戸籍児支援ファンド」の設立といったことが挙げられるが、そうした「無戸籍児支援ファンド」の設立に対して、政府は、「無戸籍者であっても、日本国民であることなどが確認されれば、日本司法支援センターが行っている民事法律扶助事業を利用して援助を受けることが可能であることから、その他に、「公的資金で裁判のサポートを行うための」組織を設置する必要はない」⁸⁰旨の見解を示している。

⁷⁶ 法務省ホームページ「法務大臣閣議後記者会見の概要」（平28. 7. 15）

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00794.html>（平28. 9. 12最終アクセス）

⁷⁷ 『日本経済新聞』（平27. 10. 20）

⁷⁸ 『中国新聞』（平27. 12. 26）

⁷⁹ 第190回国会参議院法務委員会会議録第17号7頁（平28. 5. 31）

⁸⁰ 民法第772条をめぐるいわゆる「無戸籍問題」に関する質問に対する答弁書（内閣参質186第140号、平26. 6. 24）

6. おわりに

本稿では、無戸籍者の被る社会生活上の不利益やそれらを解消あるいは軽減するための政府等の取組を述べるとともに、無戸籍の主な原因となる嫡出推定制度を中心とした各論点を紹介し、無戸籍問題の解決策として取り得る案を示した。近年、司法の場においては、4（5）アやイのような嫡出推定制度に対する新しい角度からの問いかけがなされており、法律の限界も感じられる。無戸籍者は生きていくための基盤を手に入れられないという不当な状況にあり、無戸籍問題は「人権問題」⁸¹との指摘もある。嫡出推定制度の見直しを含めた国民的議論の一層の高まりと無戸籍問題の抜本的解決を期待したい。

【参考文献】

- 秋山千佳『戸籍のない日本人』（双葉社、平成27年）
- 石井隆「戸籍行政をめぐる現下の諸問題について」『戸籍時報』2014年特別増刊号 No. 718（平26.10）
- 井戸まさえ「戸籍のない日本人たち「無戸籍問題」とは何か」『世界』no. 875（平27.11）
- 井戸まさえ『無戸籍の日本人』（集英社、平成28年）
- 井戸まさえ「無戸籍問題に自治体はどう向きあうのか」『都市問題』第107巻第5号（平28.5）
- 井戸まさえ「戸籍制度の「バグ」と「無戸籍の日本人」」『月報 司法書士』No. 534（平28.8）
- 内田亜也子「再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方ー最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議ー」『立法と調査』第380号（平28.9）
- 大村敦志「「300日問題」とは何か」『ジュリスト』No. 1342（平19.10）
- 大村敦志『家族法（第3版）』（有斐閣、平成22年）
- 大村敦志『新基本民法7 家族編 女性と子どもの法』（有斐閣、平成26年）
- 木村敦子「最近の判例から 法律上の父子関係とDNA鑑定に関する一考察ー子の福祉の観点から DNA鑑定で血縁関係がないと判明した場合、法律上の父子関係を無効にできるかどうか争われた事案[最高裁第一小法廷平成26.7.17判決]」『法律のひろば』第67巻第12号（平26.12）
- 木村敦子「特集 家族法のフロンティア III 親子関係不存在確認訴訟」『法学教室』No. 429（平28.6）
- 毎日新聞社会部『離婚後300日問題 無戸籍児を救え！』（明石書店、平成20年）
- 前澤貴子「民法上の親子関係を考えるー嫡出推定・無戸籍問題・DNA検査・代理出産ー」『調査と情報』NUMBER 858（平27.3.24）
- 前田陽一「特集 家族法のフロンティア II 再婚禁止期間（待婚期間）」『法学教室』No. 429（平28.6）
- 山崎耕史「戸籍行政をめぐる現下の諸問題について」『戸籍時報』2016年特別増刊号 No. 739（平28.6）

（さくらい あずさ）

⁸¹ 井戸・前掲注10・30頁